

新NISAの改正点を理解しよう

ポイントは5つ!

ここでは、令和5年度税制改正大綱で発表となったNISA制度の改正ポイントを解説します。

FP オフィスクライアントサイド代表
久保 逸郎

図解 NISA 制度の新旧比較表

| 項目 | 現行 NISA | | 新 NISA | |
|-----------------|--------------------------------|----------|---------------------------------|----------------------------|
| | つみたて NISA | 一般 NISA | つみたて投資枠 | 成長投資枠 |
| 制度実施期間 | ~2042年末 2024年以降は 新規の買付不可 | ~2023年末 | 2024年1月~ 制度恒久化 | |
| 制度選択 | 併用不可 | | 併用可 | |
| 非課税投資枠の管理 | 年間買付額を管理 | 年間買付額を管理 | 生涯非課税限度額（総枠）を管理 簿価ベース（＝取得価額） | |
| 投資可能期間 | 最大20年 | 最大5年 | 無期限 | |
| 最大利用可能額 | 800万円 | 600万円 | 1,800万円 | 内数として 1,200万円 |
| 年間投資上限額 | 40万円 | 120万円 | 120万円 | 240万円 |
| 加入可能年齢 | 18歳以上 | 18歳以上 | 18歳以上 | |
| 対象商品 | 投資信託等 (金融庁が指定 する銘柄) | 株式・投資信託等 | つみたて NISA と同じ | 株式・投資信託等 (一部対象除外 あり) |
| 非課税保有期間 | 20年 | 5年 | 無期限 | 無期限 |
| ロールオーバー (移管) | - | 可 | つみたて NISA から不可 | 一般 NISA から 不可 |

令和5年度税制改正大綱を基に編集部が作成

POINT 1 NISA制度の恒久化

現 行の一般NISAの投資可能期間は2023年まで、つみたてNISAは2042年まで（新規買付は2023年まで）と期間が定められていました。新しいNISA制度では恒久化されることになりました。

制度に期限があることで、例えば現行のつみたてNISAは2018年から2042年まで投資可能ですが、始める時期が遅くなるほど投資できる期間が短くなり、2042年に成人する人は1年しかつみたてNISAを利用できないため、「早く始めた人ほど有利になる」という面がありました。それが制度の恒久化によってそのような世間の不公平が解消されることとなります。

また、2024年1月からは

POINT 2 「成長投資枠」と「つみたて投資枠」の併用が可能に

現 行NISAは、年間投資上限額120万円（非課税）と、年間投資期間20年間の「つみたてNISA」の併用を行うことはできません。どちらかを選択するしかありませんでした。

しかし、2024年からの新しいNISA制度では、「成長投資枠」（年間投資上限240万円）と、「つみたて投資枠」（年間投資上限120万円）の併用が可能になります。

これによって過去に貯めた資金や退職金、相続などで得たまとまった資金等を「成長投資枠」を活用して投資を行う一方で、日々の収入から投資に回す部分を「つみたて投資枠」でプ

現行制度と分離管理され、現行制度利用者も投資枠ゼロから満額使えるようになります。これまで現行制度を活用してきた人が不利になるようなことはありません。

2022年9月に岸田首相が訪問先の米ニューヨーク証券取引所で講演し、NISAを恒久的な制度にして、家計の貯蓄が資産運用に回るよう促す政策を進めていくことを表明していたため、恒久化はいわば国際公約のようなものでした。

そのため今回の改正でNISAが恒久化されることは驚くことではありませんが、安心して長期目線で投資を行えるようになったのは大きな変化だと言えます。また世帯毎それぞれのペリスで資産形成を図っていくことも可能になるでしょう。

現行NISAは、年間投資上限額120万円（非課税）と、年間投資期間20年間の「つみたてNISA」と、年間投資期間20年間の「成長投資枠」と、年間投資期間20年間の「つみたて投資枠」の併用が可能です。また、「つみたて投資枠」の投資対象商品は現行のつみたてNISAと同じで、積立分散投資に適した一定の投資信託に限られます。そのため低コストの株式インデックスファンド中心のラインアップで選択肢が限られてしまいましたが、「成長投資枠」は上場株式（ただし、整理・管理銘柄は除く）や様々な投資信託等（信託期間20年未満、高レバレッジ型および毎月分配型の投資信託等を除く）が投資対象となり、幅広い選択が可能となります（図表1）。

そのため「つみたて投資枠」で株式ファンドに投資を行い、「成長投資枠」で債券ファンドやオルタナティブ（REITや金を含むコモディティ等）ファ